

件名	愛媛県個人情報保護条例等の一部を改正する条例
主管課	広報広聴課、デジタルシフト推進課、警察本部捜査第二課
根拠法令等	デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）
<p>【改正の概要】</p> <p>上記法律により関係法律が改正されたことに伴う3条例の規定整備</p> <p>①デジタル庁設置法の施行によるマイナンバー関連業務の担当省庁の移管（総務省⇒デジタル庁）に伴う改正  愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第38条  ○個人情報の訂正を実施した場合の提供先への通知  総務大臣 ⇒ 内閣総理大臣</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正による条項ずれに伴う改正  (1) 愛媛県個人情報保護条例第38条  (2) 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第2  ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  第19条第7号 ほか ⇒ 第19条第8号 ほか</p> <p>③個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正による個人情報保護制度の見直し及び条項ずれに伴う改正  (1) 愛媛県個人情報保護条例第12条及び第50条  (2) 愛媛県特殊詐欺等撲滅条例（令和3年愛媛県条例第37号）第20条  ・ <u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項 ⇒ 個人情報の保護に関する法律第2条第9項</u>  ・ <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章 ⇒ 個人情報の保護に関する法律第5章第4節</u>  ・ <u>個人情報の保護に関する法律第2条第5項 ほか ⇒ 第16条第2項 ほか</u></p>	
施行日	①②…公布の日 ③ …デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条の規定の施行の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正（個人情報保護制度の見直し）の概要（関係箇所）</p> <p>①個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律（個人情報保護法）に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定</p> <p>②個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化</p> <p>施行日：公布の日（令和3年5月19日）から1年以内（地方公共団体関係は2年以内）</p>	